○国土交通省告示第五百九十七号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十九年一月二十四日次のとおり原動機付自転車をその型式について認定した。

平成二十九年六月二日　国土交通大臣　石井　啓一

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
I－1852	ヤマハ　2B　オートバイ　H－UA08J		ヤマハ　A　331E	0.049	ヤマハ発動機株式会社　静岡県磐田市新貝2500番地

○国土交通省告示第五百九十八号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十九年二月二十一日次のとおり原動機付自転車をその型式について認定した。

平成二十九年六月二日　国土交通大臣　石井　啓一

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
II－1834	ホンダ　2B　オートバイ　J－JF58		ホンダ　J　F58E	0.108	Honda Vietnam Co., Ltd. Phuc Thang ward, Phuc Yen town, Vinh Phuc province, Vietnam

○国土交通省告示第五百九十九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十九年二月二十二日次のとおり原動機付自転車をその型式について認定した。

平成二十九年六月二日　国土交通大臣　石井　啓一

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
II－1835	ヤマハ　2B　オートバイ　J－SED6J		ヤマハ　E　31AE	0.124	ヤマハ発動機株式会社　静岡県磐田市新貝2500番地

○国土交通省告示第六百号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十六条の五第一号ロ及び二の規定に基づき、非常用の照明装置の構造方法を定める件（昭和四十五年建設省告示第千八百三十号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月二日　国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一　照明器具 一　照明器具は、耐熱性及び即時点灯性を有するものとして、次のイからハまでのいずれかに掲げるものとしなければならない。 イ・ロ　（略） ハ　ＬＥＤランプ（次の(1)又は(2)に掲げるものに限る。）	第一　照明器具 一　照明器具は、耐熱性及び即時点灯性を有するものとして、次のイ又はロに掲げるものとしなければならない。 イ・ロ　（略） （新設）

(1)　日本工業規格Ｃ八一五九―一（一般照明用ＧＸ一六ｔ―五口金付直管ＬＥＤランプ―第一部：安全仕様）―二〇一三に規定するＧＸ一六ｔ―五口金付直管ＬＥＤランプを用いるもの（そのソケットの材料がフェノール樹脂、ポリアミド樹脂、ポリカーボネート樹脂、ポリフェニレンサルファイド樹脂、ポリブチレンテレフタレート樹脂、ポリプロピレン樹脂、メラミン樹脂、メラミンフェノール樹脂又はユリア樹脂であるものに限る。）

(2)　日本工業規格Ｃ八一五四（一般照明用ＬＥＤモジュール―安全仕様）―二〇一五に規定するＬＥＤモジュールで難燃材料で覆われたものを用い、かつ、口金を有しないもの（その接続端子部（当該ＬＥＤモジュールの受け口をいう。第三号ロにおいて同じ。）の材料がセラミックス、銅、銅合金、フェノール樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、芳香族ポリエステル樹脂、ポリアミド樹脂、ポリカーボネート樹脂、ポリフェニレンサルファイド樹脂、ポリフタルアミド樹脂、ポリプチレンテレフタレート樹脂、ポリプロピレン樹脂、メラミン樹脂、メラミンフェノール樹脂又はユリア樹脂であるものに限る。）

二　（略）

三　照明器具内に予備電源を有し、かつ、差込みプラグにより常用の電源に接続するもの（ハにおいて「予備電源内蔵コンセント型照明器具」という。）である場合は、次のイからハまでに掲げるものとしなければならない。

イ　（略）

二　（略）

三　照明器具内に予備電源を有し、かつ、差込みプラグにより常用の電源に接続するもの（ハにおいて「予備電源内蔵コンセント型照明器具」という。）である場合は、次のイからハまでに掲げるものとしなければならない。

イ　（略）